

横浜市立釜利谷中学校

P T A 規 約



横浜市立釜利谷中学校 P T A

横浜市立釜利谷中学校 PTA 規約

第一章 総 則

- 第1条 (名 称) 本会は、横浜市立釜利谷中学校 PTA と称し、事務所を釜利谷中学校内におく。
- 第2条 (目 的) 本会は、次のことを目的とする
1. 保護者と教師との緊密な協力により、生徒の心身の健全な発展と、福祉の増進をはかる。
 2. 会員の研修と親睦をはかり、会員相互の教養資質を高める。
 3. 学校及び地域社会の教育的環境の整備に協力する。
- 第3条 (方 針) 本会は、次の方針によって活動する。
1. 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
 2. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利そのものを目的とするような行為を行わない。
 3. 本会は学校の運営・管理・人事に干渉するものではない。
 4. 本会は自立独立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉も受けてはならない。
 5. 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会団体及び機関と協力する。
- 第4条 (事 業) 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 講演会、研究会、懇談会、講習会、見学会等の開催。
 2. 学校教育活動への助成。
 3. 社会教育活動への協力。
 4. その他、本会目的達成のために必要な事業。
- 第5条 (会 員) 本会の会員は次の通りとする。
1. 本校に在籍する生徒の保護者。
 2. 本校に勤務する教職員。
 3. 本会の会員は、区・市・県・全国 PTA 連合協議会の会員となる。

第二章 会 計

- 第6条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第7条 会費は、1世帯につき月額 340円とする。
- 第8条 本会の収入は、第2条の目的達成のため以外には使用してはならない。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第三章 組 織 ・ 機 関

第10条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 実行委員会
3. 役 員 会
4. 専門委員会
5. 特別委員会

第11条 総会は、本会の最高議決機関であって全会員で構成する。
定期総会【年度初め・年度末(文書総会)】と臨時総会の2種類とする。
会務および成立は次の通りである。

1. 事業報告・新役員・会計監査委員の選出・役員 の 離 任。
新役員 の 就 任 (年 度 末 (文 書) 総 会)
注) ただし、役員 の 任 期 は 会 計 年 度 に 準 ず る 。
2. 決算報告および承認・年度事業計画・予算の審議および承認 (年 度 初 め 総 会)
3. 規約改正、その他本会の重要事項。
4. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。定足数は委任状をもって充足することができる。
5. 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、年度末総会については承認書をもって議決する。
6. 臨時総会は実行委員会が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長により招集、または文書にて臨時総会を開くことができる。
7. 総会の日時・場所・議題は、総会の7日前までに全会員に通知する。

第12条 実行委員は、役員と各専門委員会の委員長、副委員長である。
実行委員会は、実行委員および学校長をもって構成し、任務は次の通りである。

1. 各種専門委員会・役員会によって立案された事業計画の審議検討。
2. 予算案その他総会に提出する議案ならびに報告書の作成。
3. 総会によって決定された事項の処理。
4. 必要のある場合に特別委員会の設置。その他の必要事項。
5. 実行委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催できない。
6. 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第13条 役員会は、本会の役員および学校長によって構成し、次の業務を行う。

1. 本会の日常業務の執行、総会および実行委員会に対する議案の作成。

第14条 専門委員会の種類・任務は次の通りとする。各委員会の委員の選出・分属および人数

については細則による。

1. 成人委員会
会員の教養を深める活動を行う。
2. 保健厚生委員会
保健厚生に関わる研修および活動を行う。
3. 広報委員会
本会に必要な広報活動を行う。
4. 地区委員会
地域における会員および諸団体との連絡、生徒の校外における生活指導に協力する。
5. 推薦委員会
役員候補者と会計監査委員候補者などの本会の活動に必要な委員の選出を行い、総会に提案する。

第15条 専門委員会には委員長1名、副委員長1名をおく。委員長、副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。

第16条 専門委員の任期は1年とする。ただし引続き再任を認める。

第17条 特別委員会
本会の事業実施上実行委員会が必要と認めたとき、設けることができる。
ただし、特別委員会はいかなる事業計画についても実行委員会にはからなければならない。

第四章 役員及び会計監査委員

第18条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2～3名
3. 書記 3～4名（うち教職員1名）
4. 会計 2～3名（うち教職員1名）

第19条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
3. 書記は総会・実行委員会の議事を正確に記録し、その他庶務にあたる。
4. 会計は、総会において議決された予算に基づき、一切の会計事務を行う。

－ 3 －

第20条 (役員の任期) 役員の任期は1年とし再選をさまたげない。欠損が生じたときの補充に

については実行委員会において協議決定する。
補充者の任期は前任者の残任期間とする。

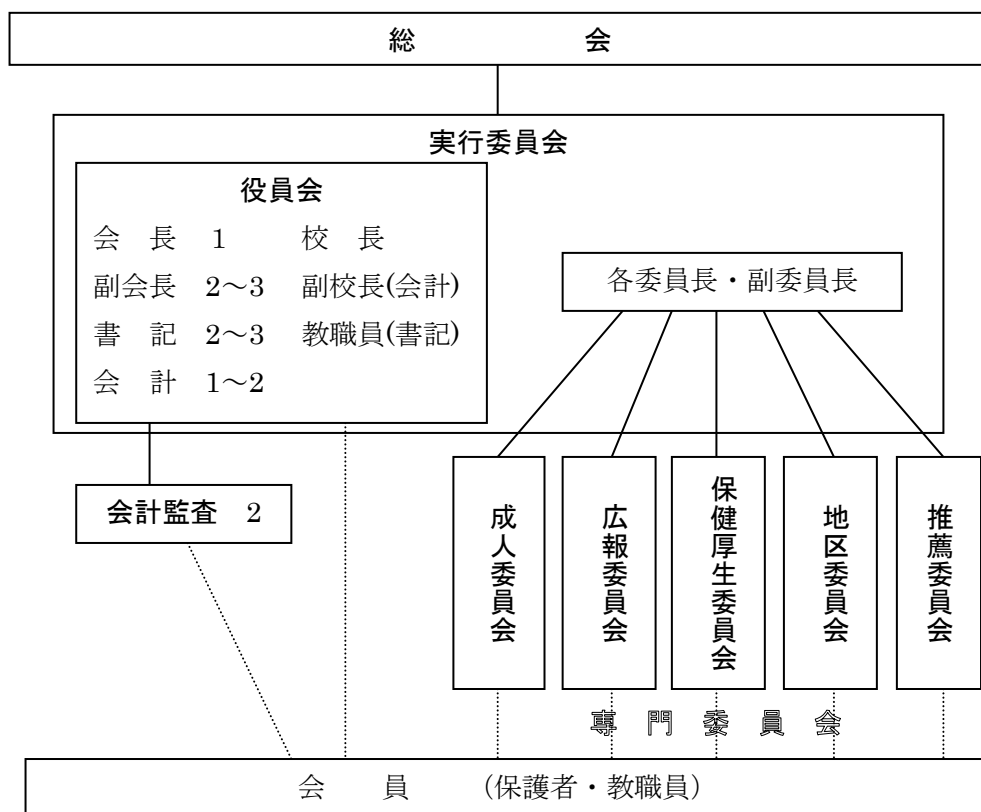
第21条 役員は他の役員を兼ねることはできない。

第22条 会計監査委員

1. 会計監査委員候補は、推薦委員会において2名選出する。
2. 会計監査委員は、会計を監査し、総会で報告する。
3. 監査は、年度末の定期監査のほか、必要に応じ随時会計の監査を行うことができる。
4. 任期は、役員に準ずる。ただし、役員および他の委員との兼任はできない。

第23条 役員候補者の選出は、推薦委員会によって行われる。推薦委員会に関する事項は細則によってこれを定める。

<PTA 組織図>



第五章 慶弔規定

第24条 本会の慶弔・表彰に関する事項は、細則によってこれを定める。

第六章 規約・規定の改廃

第25条

1. 規約の改正は、総会において全会員の3分の2以上の賛成による(委任状を含む)。改正案は、総会の7日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。
2. この規約に定めない事項および解釈上疑義を生じたときは、そのつど実行委員会にはかり決定する。
3. この規約に基づく規定の存続、改廃は、実行委員会で行う。

【附則】

この規約は、昭和61年 5月26日より施行する。

平成 6年 4月30日 一部改正

平成15年 1月 8日 一部改正

平成22年 3月 8日 一部改正

平成23年12月 7日 一部改正

平成27年 5月12日 一部改正 (専門委員会の名称変更)

平成29年 5月16日 一部改正 (第7条 会費改正)

横浜市立釜利谷中学校 PTA 専門委員選出細則

1. 規約第三章第14条に基づき、専門委員会委員選出に関する細則を設ける。

2. 委員の選出・分属

(1) 保護者より選出

- ① 各学級の保護者より3名ずつ選出する。
- ② 選出された保護者は、地区委員会を除く4つの専門委員会のいずれか一つに所属する。
- ③ 各委員会の人数
 - (ア) 成人委員会 14～16名
 - (イ) 保健厚生委員会 10～11名
 - (ウ) 広報委員会 14～16名
 - (エ) 推薦委員会 6名
- ④ 地区委員会の委員は、町内会(自治会)ごとに1名選出する。町内会(自治会)は次のとおり。
 - (ア) 宿 町内会
 - (イ) 宮ヶ谷 町内会
 - (ウ) 北谷 町内会
 - (エ) 坂本 町内会
 - (オ) 白山道 町内会
 - (カ) 夏山東 町内会
 - (キ) 金沢文庫パークタウン自治会
 - (ク) ニューライフ金沢文庫自治会
 - (ケ) ウッドパーク金沢文庫自治会
 - (コ) レイディアントシティ横濱自治会

(2) 教職員より選出

職員が各委員会に分属する。人数および分け方については、学校に一任する。

3. この細則の改廃は、規約第六章第25条3に基づき、実行委員会において行う。

4. 付記

この細則は、平成4年3月7日より施行する。

平成	6年	11月	4日	一部改正
平成	17年	11月	7日	一部改正
平成	20年	2月	7日	一部改正
平成	21年	3月	5日	一部改正
平成	21年	12月	2日	一部改正
平成	26年	2月	5日	一部改正
平成	27年	5月	25日	一部改正 (専門委員会の名称変更)

横浜市立釜利谷中学校 PTA 推薦委員会細則

1. 規約第四章第22条1および第23条に基づき、推薦委員会に関する細則を設ける。
2. 委員の氏名は全会員に発表する。
3. 委員は、役員および会計監査委員の候補者となることはできない。
4. 委員は、委員会の議事内容をもらしてはならない。
5. 委員会は、一般会員に対し、役員、会計監査委員の候補者の推薦を求めることができる。
6. 4月よりの新会員の中からも役員候補者を推薦することができる。
7. 役員、会計監査委員候補者の氏名は、発表する前に本人の同意を得なければならない。
8. 委員会は、それぞれの役員、会計監査委員の候補者をあげ、年度末総会(文書総会)において、全会員に知らせる。
9. 年度末総会(文書総会)において新役員、新委員が承認され決定した後、委員会を解散する。
10. この細則の改廃は、規約第六章第25条3にもとづき、実行委員会において行う。
11. 付記

この細則は、昭和61年 5月26日より施行する。

平成 6年11月 4日 一部改正

平成21年 3月 5日 一部改正

平成22年 1月 7日 一部改正

平成27年 5月25日 一部改正 (専門委員会の名称変更)

横浜市立釜利谷中学校 PTA 慶弔・表彰細則

1. 本細則は、規約第五章第24条に基づき次の細則を設ける。
2. 慶弔に関する事
 - (1) 弔事があるときは、次の項により弔意を表す。
 - ア. 会員死去の場合 10,000円+生花
*生花辞退の場合は香典2万円とする。
 - イ. 生徒死去の場合 10,000円+生花
*生花辞退の場合は香典2万円とする。
 - ウ. 教職員・技術員・実行委員および会計監査の実父母・義父母・配偶者・実子の死去の場合 5,000円+生花
 - (2) 不慮の災害時には、役員会で協議の上見舞いの意を表すことができる。
 - (3) 慶事については役員会で協議し、実行委員会です了承を得ることとする。
 - ア. 会員が結婚した場合（教職員に限る） 10,000円
 - イ. 他の慶事については役員会で諮るものとする。
 - (4) 教職員の離任退任については感謝の気持ちを示すものとする。
 - ア. 在任年数に乗じて図書券を贈る。（1年1,000円とする）
 - イ. 正規教職員を対象とするが、臨時任用職員については役員会で諮る。
 - (5) 各項に定められた事項も含め、特別の場合は役員会で協議し、慶弔の意を表すことができる。
3. 表彰に関する事
 - (1) 本会の行事ならびに運営、学校教育への協力・援助等顕著な功績があった場合には感謝状を贈呈する。
 - (2) (1)の項目については、役員会にはかり決定するものとする。
4. この細則の改廃は、規約第六章第25条3に基づき、実行委員会において行う。
5. 付記

この規定は、昭和62年 5月 2日より施行する。
平成 6年 1月13日 一部改正
平成21年 3月 5日 一部改正
平成23年12月 7日 一部改正
平成25年12月 4日 一部改正

横浜市立釜利谷中学校

横浜市金沢区釜利谷南三丁目5番1号

TEL 784-7311・7313

FAX 783-9762